

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会の職員の旅費について定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 会務のため職員が旅行命令を受け旅行した場合、その旅費を支給する。

2 旅費の支給にあたっては、つくばみらい市一般職員の例により次の該当条例を適用する。

(1) つくばみらい市職員の旅費に関する条例

(2) つくばみらい市職員の旅費に関する規則

(3) つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年2月15日から施行する。